

小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務
プロポーザル審査会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務委託に係る公募型プロポーザルに係る審査を適正かつ公平に実施するために設置する小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）について、必要な事項を定めることとする。

(審査会の設置)

第2条 総合政策部まちの魅力推進課に審査会を置く。

- 2 審査会は、別表の委員（以下「委員」という。）をもって組織する。
- 3 審査会の会長は副市長とする。

(会長の職務)

第3条 会長は、審査会の会務を総理し、審査会の議長となる。

- 2 会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指定した会員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、各委員の評価書による書面会議とする。ただし、点数が同点の場合など、会議の開催が必要な場合は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、組織する者の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(委員の職務)

第5条 委員は、プロポーザルの内容を審査し、評価書に記入する。

- 2 委員は、審査に関し必要がある場合は、プロポーザル提出者その他の関係者に対しヒアリングを実施することができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(審査会の庶務)

第7条 審査会の庶務は、まちの魅力推進課情報発信係において行う。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年1月29日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表

小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務
プロポーザル審査会名簿

委員	一次審査	二次審査	備考
副市長		○	会長
総合政策部長		○	
総合施策部次長		○	
まちの魅力推進課長		○	
まちの魅力推進課 課長補佐	○		
まちの魅力推進課 情報発信係長	○		
まちの魅力推進課 情報発信係職員	○		担当者2名